

文教委員会資料

【議案審査資料】

(令和4年9月16日)

議案番号	議案名	資料番号
議案第30号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	資料第1号
議案第31号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	資料第2号

【報告事項】

事項名	所管部課名	資料番号
1 定年引上げに係る幼稚園教育職員の人事・給与制度の改正について	教育推進部教育指導課	資料第3号 (議案第30,31号)

文教委員会定例資料

【 子ども家庭部所管 】

- 1 令和4年度保育園等入園状況・・・・・・・・・・・・・幼児保育課

【 教育推進部所管 】

- 2 令和4年度児童館利用状況・・・・・・・・・・・・・児童青少年課
- 3 令和4年度教育センター利用状況・・・・・・・・・・・・・教育センター
- 4 令和4年度教育センター科学教育事業実施状況・・・・・・・・・・・・・教育センター
- 5 令和4年度スクールカウンセラー相談活動実施状況・・・・・・・・・・・・・教育センター
- 6 令和4年度スクールソーシャルワーカー活動実施状況・・・・・・・・・・・・・教育センター
- 7 令和4年度区立図書館行事実施状況・・・・・・・・・・・・・真砂中央図書館
- 8 令和4年度区立図書館利用状況等・・・・・・・・・・・・・真砂中央図書館

令和4年9月定例議会一般質問 教育長答弁

令和4年9月6日
永久の会 西村 修議員

2 学校給食の在り方について

① 率直に牛乳廃止が出来ない理由を伺う。

(答弁)

牛乳は、効率よくカルシウムを摂取できる食材であり、成長期の児童・生徒に不足しがちなカルシウムの供給源として、学校給食に欠かすことのできないものとなっております。

それだけでなく、議員ご指摘の通り、あわせて、マグネシウムや鉄、亜鉛などのミネラルをバランスよく摂取することも大切となります。

そのため、学校では、牛乳の他、野菜や海藻、大豆製品、小魚など様々な食材から、カルシウムやミネラルを摂ることができるよう、食品構成に配慮した給食を提供しております。

なお、国において作成された食事バランスガイドでは、子どもたちの健やかな成長のために、牛乳の摂取基準は毎日200mlが推奨されております。

② 全面廃止ができないのならば、月に一度の和食の日も、一学期に一回の和食推進の日と同じく、牛乳をお茶に変える対応をお願いするが、区の見解を伺う。

(答弁)

学校給食では、1回の給食におけるエネルギー値が栄養価の摂取基準により、定められております。

毎回の和食の日にお茶を提供することは、エネルギー値確保の面から難しいものと考えておりますが、今後の研究課題とさせていただきます。

令和4年9月定例議会一般質問 教育長答弁

令和4年9月7日

公明党 宮本 伸一議員

2 学校に行けない子ども達への支援について

- ① 「特例校」は、文部科学省の指定を受け、授業時間やカリキュラムなどを柔軟に調整できることにより、個別最適な学びの推進を行っている。誰一人置き去りにされない教育環境の整備に向け、特例校の設置へ向け取り組むべきと思うが、区の見解を伺う。

(答弁)

不登校特例校では、学校教育法に基づく学校として、柔軟な教育課程を編成することが可能であり、計画的かつ確実な学力保障により、一定程度の教育水準を保つことができるとされております。

また、地方公共団体が設置する教育支援センターや民間団体等とも連携を図ること、基礎学力の定着や社会性の育成、自己肯定感の向上のほか、進学にも良い影響を与えることが期待できるとされています。

しかしながら、不登校特例校の設置については、文部科学省の定める学校設置基準に基づく施設整備が必要になる等の課題があるため、国の手引きや先行する他自治体の事例等も参考にしながら、研究を進めてまいります。

- ② 他自治体での新たな取り組みを参考にしながら、学校に行けない子ども達への支援を強化していくべきと考えるが、区の見解を伺う。

(答弁)

不登校となっている児童・生徒の数は依然増加傾向にあり、その要因は多岐にわたることから、支援の強化が重要と認識しております。

そのため、本年度は、スクールソーシャルワーカーの増員やふれあい教室の対象学年の拡大を行い、支援の強化を図っております。また、他自治体の取組も参考にしながら、学校内の居場所づくりについても検討を進めているところです。

今後とも、相談体制の拡充や教育機会の多様化などについて、様々な角度から検討し、不登校児童・生徒を支援してまいります。

- ④ 発達障がいやHSC、もしくはグレーゾーンの子どものカウンセリングと勉強の指導を行っている民間事業者や、アウトリーチを特徴として不登校を支援する民間事業者もある。こうした民間事業者等との連携を強化するなどの取り組みが有効と考えるが、区の見解を伺う。

(答弁)

不登校になっている児童・生徒、一人一人の状況に応じた適切な支援を行うためには、民間事業者等がもつノウハウを有効に活用することが肝要と考えております。

現在、ふれあい教室では民間事業者と連携したソーシャルスキルトレーニング等を実施しておりますが、不登校の児童・生徒の置かれた状況やニーズを踏まえながら、さらなる民間事業者等との連携について検討してまいります。

10 全ての女性が安心できる社会の構築について

⑥ 学校の個室トイレに生理用品を設置してほしいが、区の見解を伺う。

(答弁)

現在、一部の学校では、トイレに生理用品を配備しております。また、それ以外の学校においても、養護教諭等が児童・生徒にとって相談しやすい環境作りや、気兼ねなく使用できる工夫を行い、保健室で生理用品を渡しております。

保健室での対応については、養護教諭が生理用品を手渡すことによって、直接話を聞き、現状を把握できるメリットがある一方、児童・生徒にとってハードルが高い面もあることから、今後は、全小中学校のトイレに生理用品を配備することも検討してまいります。

令和4年9月定例議会一般質問 教育長答弁

令和4年9月7日

立憲無所属 海津 敦子議員

4 子どもの権利について

- ① どのような過酷な状況にあっても、子どもたちは守られ、一人ひとりが尊重されることを、子どもたち自らが知ることが理想であり、子どもの権利が、子どものもっとも身近な教員ですら理解できていない現状のギャップがなぜ起きているのか、どのように分析し、どのようにギャップを埋めていくか、伺う。

(答弁)

ギャップの要因としては、「子どもの権利」を含め、人権に対する理解の深さの差にあると捉えております。その解消のためには、人権尊重の理念を正しく理解し、実践しようとする態度を更に伸ばすことが必要と考えております。

具体的には、各学校では、管理職をはじめ、人権教育担当の教員が中心となり、教職員の人権感覚を養い、人権課題についての理解と認識を深めております。「子どもの権利」を含め、様々な視点から人権意識を更に高められるよう研修や周知に努めてまいります。

また、幼児・児童・生徒においても、身近な事例をとおして人権課題について学び、自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を生活の中に生かしていくことができるよう、発達段階に応じた指導を行ってまいります。

7 不登校の児童・生徒の学びの場の確保について

- ① 「ふれあい教室」が現状は数々の課題を抱えており、他県の不登校対策では、「学校らしく見えない教室を目指しましょう」と環境整備のポイントの一番目にあげていたが、区の「ふれあい教室」は真逆の環境である。あえて学校を意識させる造りであり、見学に行った子どもからは「学校みたいで行きたいと思えなかった」との声を聴くが、区の考えを伺う。
- ② ふれあい教室に通う子どもは、原則、自らが教材を持参しなければならず、本来、子どもにとって居場所であると同時に、学びを保障する場であり、さらには、フリースクールなどのように金銭がかからなくても学べる場である。退職校長などが非常勤職員として配置され、心理職等もあり、学校と連携もとれるのに、その子にあった最適な学びを、ふれあい教室として提供できないのは、専門性の放棄である。子どもに教材を持参させるなど、各家庭の状況によって格差が生まれかねず大きな問題だが、伺う。
- ③ 学校に行けないことで勉強する機会を失った不登校の子どもに対して、安心でき

る居場所で、それぞれにあった学びを提供することを目的とした教育機会確保法と、「ふれあい教室」の現状には大きなギャップがある。現状をどのように分析し、今後を改善しようと考えているか、伺う。

(答弁)

教室の造りについては、ふれあい教室全体のレイアウトなどを工夫することで、児童・生徒がより過ごしやすい環境となるよう努めてまいります。

また、教材については、児童・生徒一人一人の興味・関心や、学習効果を高める上で、より本人に適した教材が異なることから、原則として、持参をお願いしております。

なお、学習教材を持参しなかった場合であっても、ふれあい教室に準備してある教材を活用することで、指導員等が学習を支援する体制ができております。

ふれあい教室を利用する児童・生徒の要因は多様化しているため、個に応じた、より幅広いプログラムを用意し、多角的に支援することが必要と考えております。

児童・生徒のニーズや学校の意向を的確に把握し、職員の育成を一層図るなかで、他自治体の動向なども参考としながら、ふれあい教室の充実した運営に努めてまいります。

8 英語スピーキングテストについて

① 区教育委員会として、都の英語スピーキングテスト導入にまつわり数々指摘されている問題について、都教委に「生徒とか保護者の不安につながらないように、できるだけ早く正確に丁寧な情報を伝えてください」という主旨を伝えたと聞いたが、これ以外に何か意見を伝えていないか、伺う。

② 「適切な時期に丁寧な対応をする」という都教委の回答と、子どもたち、保護者が抱える疑問、不安には大きなギャップがあり、子どもたちの一番身近な自治体教育委員会として、なぜギャップが生まれていると分析しているのか、また、そのギャップをどのように埋めようとしているのか、伺う。

(答弁)

都教育委員会には、生徒及び保護者に不安が生じないよう、できるだけ早く情報提供を行うことを依頼するとともに、当事者に寄り添った丁寧な「対応」を行っていただきたい旨、お伝えしました。また、東京都全体の問題なので、他地区の全ての教育長に丁寧に説明をしていただきたい旨、お話させていただきました。

スピーキングテストの意義は大きいものの、入学選抜に活用される新たな取組であることから、疑問や不安が生じているものと捉えております。都教育委員会では、スピーキングテストの円滑な実施に向け、プレテストを実施し、準備を進めてきましたが、本番の実施を控え、更なる丁寧な説明が大切と考えております。

各学校では、既に都からの資料を基に説明を行っておりますが、不安の声等があった場合には、都教育委員会に問い合わせを行い、回答をお伝えすることで、その解消に努めてまいります。

11 避難所の質の向上について

- ① 避難所の質の向上という理想に対して、断熱性能が不十分なままという現状にギャップが生じているのは明らかだが、このように、被災者の健康を守るための改修が進まないのは、どのようなことが原因と分析しているか、どのようにギャップを解消するのか、伺う。

(答弁)

学校を改築するに当たっては、体育館の屋根や床を含め、断熱性能を考慮した計画としております。

また、既存の体育館の改修時には、空調機を設置するほか、屋根については遮熱効果の高い塗装工事を行っております。

体育館全体の断熱工事は、大規模な改修が必要となることから、改築等の際に、関係部署と協議を行い進めてまいります。

12 小石川図書館・竹早公園の一体的整備について

- ③ 小石川図書館の改築に向けた報告書に書かれた内容をどこまで具現化できるか、伺う。
- ④ 車椅子利用者も想定して、本棚と本棚の間を車いすが人ともすれちがえるような幅をしっかりと確保する、障害の有無で動線を分けない設計にする覚悟はあるのか、伺う。
- ⑤ 仮に、報告書で求められた機能が入りきらないケースでは、他の場所で担保していくのか、伺う。
- ⑥ 区民の豊かな暮らしをSDGsの視点で考えたときに、「誰ひとり取り残さない」一体的整備と、現状のスペースの課題をどのように分析し、ギャップを埋めていくのか、伺う。

(答弁)

「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会」の報告書では、現在の小石川図書館について、蔵書のあり方や必要な設備等に関する課題が示されております。中でもバリアフリーの対応については、大きな課題の一つであると認識しております。

小石川図書館の改築に当たっては、区内トップレベルの貸出数に見合った蔵書を維持するとともに、障害の有無に関わらず、だれもが利用しやすい施設環境とすることが重要と考えております。

今後、一体的整備に関する基本計画の策定に当たっては、報告書で示された課題の解決に向け、限られたスペースの中で優先順位をつけながら、提供するサービスのあり方や蔵書目標などを検討してまいります。また、一体的整備に伴うスペースの有効活用により、障害の有無にかかわらず、多様な人々が交流し、賑わいのあるコミュニティの場となるよう意を用いてまいります。

13 生理の貧困の解消と平等について

- ①イ 生理は恥ずかしいことではあり、「置かれているのが当たり前」なトイレト
ペーパー同様に、生理用品が常備されている社会、誰もが必要な時にためらいなく
生理用品を使える環境を実現することが理想であり、生理の貧困の解消につながる
だけでなくだれもが生理に関して知識を得る性教育にもつながるものである。理想
と現状のギャップがなぜ生まれるのか。今後、どのように具体的に改善していくか、
伺う。

(答弁)

現在、一部の学校では、トイレに生理用品を配備しております。また、それ以外
の学校においても、養護教諭等が、児童・生徒にとって相談しやすい環境作りや、
気兼ねなく使用できる工夫を行い、保健室で生理用品を渡しております。

保健室での対応については、養護教諭が生理用品を手渡すことによって、直接話
を聞き、現状を把握できるメリットがある一方、児童・生徒にとってハードルが高
い面もあることから、今後は、全小中学校のトイレに生理用品を配備することも検
討してまいります。

令和4年9月定例議会一般質問 教育長答弁

令和4年9月7日

市民の広場 宮野 ゆみこ議員

1 新型コロナウイルス感染拡大第7波における区内状況について

- ⑤ オンライン授業には、第6波で経験したことがどのように活かされたのか、伺う。

(答弁)

第6波での課題を踏まえ、教員同士が協力し合い、学年間、更には学校内で機器の操作に差が生じないようにOJTを行い、授業改善を図ることで、第7波の中にあっても、オンライン授業を円滑に進められるよう努めております。

- ⑥ ICT支援員は、延べ何校に何回派遣されたのか、派遣実績について、伺う。

- ⑦ ICT支援員の人員不足に陥る状況はあったか、伺う。

(答弁)

児童数の多い小学校4校に月12回、その他の小・中学校には月8回ICT支援員を配置しております。学級の数が多い学校では、必ずしも十分な支援に結びつかなかったケースもあるため、解消に向け、配置のあり方について検討してまいります。

- ⑧ 学校でのオンライン授業の取り組みを客観的に振り返る評価方法について、見解を伺う。

(答弁)

オンライン授業を含め、各学校におけるタブレット端末の使用状況は、サーバーを通じて把握しております。使用状況の差が一概に、授業そのものの質の差につながるとは考えておりませんが、更なる活用の参考となるよう、個々の学校に、自校及び他校の使用状況を伝えております。

加えて、国で実施している教員の情報活用能力の調査結果等も活用することで、オンライン授業の改善・充実に努めてまいります。

- ⑨ 不登校・長期欠席の児童・生徒のオンライン授業の参加状況について、伺う。

- ⑩ 不登校・長期欠席の児童・生徒にホームスクーリングの機会を提供するために課題となっていることがあるか、伺う。

(答弁)

感染の不安だけでなく、陽性者や濃厚接触者、さらには、不登校・長期欠席の児童・生徒を対象として、希望に応じて、オンラインでの授業を実施し、学習機会の保障に努めております。具体的には、教員は、子ども達の様子や体調等をオンラインで確認し、他の児童・生徒とともに授業を行っております。学校と子ども達のつ

ながりを絶やさない観点からも、引続き、オンラインを活用した取組を進めてまいります。

課題としては、子ども達の発達段階に応じた配慮が必要なこと、実技の指導が難しいことなどがあげられますが、校内体制を整えるとともに、ICT支援員などの人材も活用しながら、個に応じた対応がとれるよう努めてまいります。

4 本郷小学校増築計画について

- ① 児童が、多様な書籍により探求心を深め、図書室を居場所として利用できるよう、増築計画に図書室を追加することを求めるが、見解を伺う。

(答弁)

本郷小学校では、図書スペースごとに、教科やテーマ別に図書を配置し、複数の場所にある図書を有機的に活用することにより、子どもたちの興味関心に沿った図書活動が可能となっております。図書館支援員は、子どもたちの自由な読書活動や探求心を深める活動などにつながるよう工夫し、図書スペースの有効活用に努めております。

今般の増築は、必要となる普通教室数の確保を目的としており、校庭を含め、学校全体の配置への影響が極力及ばないよう配慮しております。そのため、増築校舎に図書室を追加で整備する考えはございませんが、今後とも、児童数の増減や学校運営の状況にあわせ、総合的な観点から、図書室のあり方について、検討を続けてまいります。

令和4年9月定例議会一般質問 教育長答弁

令和4年9月8日

日本共産党 小林 れい子議員

6 都立高校入試英語スピーキングテストについて

- ① 区から生徒、保護者への説明はどのような形で行われたのか、全員へ十分な説明ができているとは思えないが、認識を伺う。

(答弁)

都教育委員会が作成した Q&A 等を含むリーフレットを各中学校から生徒・保護者に配付するとともに、進路説明会において、当該リーフレットを用いて、点数化の方法や調査書への反映方法などについて丁寧に説明しております。

また、テストの申し込みに当たっては、疑問点に対する回答なども記載されている申し込みマニュアルを活用し、各学校で、申し込みのサポートを行っております。

- ② 受験する中学生への説明は十分なのか、生徒や保護者から出されている心配の声や意見をどのように把握し、都教委に伝えているのか、伺う。

- ③ 都教育委員会に、都立高入試への導入をやめるよう強く要求すべきだが、伺う。

(答弁)

学校を通して生徒・保護者のテストに関する心配の声や意見を把握しており、そのような声があった場合には、都教育委員会に問い合わせを行い、回答をお伝えすることで解消に努めてまいります。

なお、都立高等学校における入学選抜の実施主体は都教育委員会であり、スピーキングテストの実施について中止を求める考えはございません。

7 特別教室の改修計画について

- ① 九中、十中の特別教室改修の計画について、具体的な段取りを、伺う。

- ② 九中の美術室の水回り、十中はこの間、音楽室からの音が近隣に漏れ苦情も出されており防音、空調対策が急がれているが、伺う。

- ③ 区が2020年度に調査し、「大きな劣化あり」「破損・汚損」である「劣化度3、4」が、一つでもあった特別教室・準備室202教室のうち改修が済んだ教室数について、伺う。

- ④ 切実な要望として出されている改修や更新は早急に対応しながら、教室増室改修と並行しながら特別教室の今後の改修予定、計画を示すよう、伺う。

- ⑤ 改築中、改築予定の学校について、今までは快適化改修の対象外だったが、普通教室と特別教室の改修をすぐ行うべきだが、伺う。

(答弁)

基礎調査を行った特別教室等の改修については、対応の必要性が高い箇所から、順次、複数の教室を同時並行で行っております。そのため、完了した教室は現時点ではございません。

スピード感をもった特別教室の改修計画については、毎年度更新する戦略シートの事業計画及び年度別事業計画書において、お示ししてまいります。

なお、九中の美術室の部分補修は、すでに完了しておりますが、十中の音楽室の防音強化など、大きな工事を伴うものは、教室全体の改修時に行っております。

また、改築中の柳町小学校や、改築予定の小日向台町小学校及び千駄木小学校についても、修繕等が必要な箇所については、教育活動に支障が生じないよう、必要な部分改修を行っております。

8 文京区学校安全衛生委員会について

- ① 教育委員会は昨年度で教職員当事者、また議会にも報告せず、委員会は廃止したが、なぜ昨年度で廃止したのか、伺う。
- ② 区は 50 人を超える教職員がいる学校・園には職場ごとに安全委員会を設置するとのことだが、設置が可能なのは何校・園か、伺う。
- ③ 設置可能なすべての学校・園で、安全委員会が設置され機能しているのか、伺う。
- ④ 職員が 50 人を超えない校・園では、これまで学校安全衛生委員会で取り上げてきた要望などはどのような形で反映されるのか、伺う。
- ⑤ 学校安全衛生委員会では、超過勤務が月 100 時間を超えた教職員が 40 人を超えた月があったことも報告されているが、直近の超勤の状況を伺う。
- ⑥ 教職員が健全に子どもたちに向き合える環境をつくるために、職場単位とともに全体を統括する学校安全衛生委員会の再設置を求め、見解を伺う。

(答弁)

労働安全衛生法の規定では、常時使用する労働者が 50 人以上の事業場(じぎょうじょう)については、事業場(じぎょうじょう)ごとに「衛生委員会」の設置が義務付けられております。

昨年度までは、法令で定める規模の学校がなかったため、教育委員会事務局に「学校安全衛生委員会」を任意設置し、学校職員の労働安全等について調査・審議してきました。

しかし、近年の職員数の増加に伴い、50 人以上の規模の学校が増えたため、小学校 12 校、中学校 1 校の計 13 校に設置し、各校それぞれで、職員の心と身体の健康について審議する場として、有効に活用しております。

50 人を超えない学校については、労働安全衛生法により衛生推進者の設置が義務付けられており、これまでどおり、各学校の衛生推進者が中心となり、施設・設備等の環境の点検や職員の健康保持の増進等に努めております。

また、超過勤務が月 100 時間を超えた教職員数については、直近 3 か月の状況で、5 月が 12 人、6 月が 27 人、7 月が 7 人となっております。これらの長時間労

働者に対しては、医師の面接指導を受けるよう勧奨を行っております。

教育委員会事務局に「学校安全衛生委員会」を再設置する考えはございませんが、これまでにあげられた意見等については、引き続き確認・検討してまいります。